

保護者の皆様へ

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

清瀬市教育委員会

この制度は、特別支援学級等に通う児童・生徒の給食費や学用品費等の一部を援助する制度です。
また、特別支援学級や通級指導学級に通学する際に特別に要する通学費を援助する制度です。
就学援助制度で認定された方は、就学援助制度と重複する費目については本制度で受給することはできません。詳しくは、下記をご覧ください。

1 対象になるご家庭

清瀬市内に住所を有し、国立又は清瀬立小・中学校に就学する児童・生徒がいる世帯で、下記のいずれかに該当し、所得等が認定基準内に該当する世帯*です。

- ① 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者
- ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当し、通常学級に就学する児童・生徒の保護者
- ③ 通常学級に就学し、学校教育施行規則第140条の規定により弱視・難聴・言語障害等の障害の程度に応じた特別の指導を在籍校以外の学校の通級指導学級で受ける児童・生徒の保護者

*認定基準を超える方でも、通学費の半額は支給します。

2 申請手続き

- (1) 就学援助費と共通の電子申請「令和6年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書（兼同意書・口座振替依頼書）」より必要事項を入力してください。（世帯で1回にまとめて入力できます）
※口座情報等の添付書類は写真に撮り添付入力していただく欄があります。
※令和6年1月1日現在清瀬市に住民登録がある方は、所得を証明する書類の提出は必要ありません。ただし、税申告がされていない（未申告）方は所得状況が確認できず審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。
※令和6年1月1日現在清瀬市に住民登録がない方は、電子申請とは別に令和6年6月28日（金）までに令和6年度住民税課税・非課税証明書（令和6年1月1日現在の住民登録地で取得）を提出してください。提出が7月以降になった場合、提出した日を申請日とみなし、審査を行います。
- (2) 申請期間・申請先

受付期間及び時間	令和6年4月8日（月）～令和6年4月30日（火）
----------	--------------------------

※5月以降も随時受け付けしております。各月の月末までに申請して認定となった場合、その月分からの支給となります。
※申請は、毎年度必要です。令和5年度の就学奨励費を受けた世帯も令和6年度は改めて申請してください。
- (3) 審査結果
認定・否認定の通知は、4月～6月申請者は7月下旬の発送を予定しております。その後の申請者は随時発送いたします。
- (4) 支給月（予定）
認定された場合は、9月末・1月末・4月下旬に、申請時に指定された口座に振込みます。

3 支給内容（予定）

支給費目	対象学年	支給限度額
(1) 学用品費・校外活動費・通学用品費（年額）	小学1年生	6,615円
	小学2年～6年生	7,750円
	中学1年生	12,520円
	中学2年～3年生	13,655円
(2) 新入学児童・生徒学用品費（4月認定者のみ）	小学1年生	57,060円
	中学1年生	63,000円
(3) 移動教室費（実施前認定者）	小学5年生	5,000円
	中学1年生	14,000円
(4) 修学旅行費（実施前認定者）	小学6年生	6,000円
	中学3年生	27,500円
(5) オンライン学習通信費（年額）	1世帯あたり	14,000円
(6) 給食費（学校で徴収する額の半額）		
(7) 通学費（詳しくは下記をご確認ください）		

* 就学援助認定者と生活保護受給世帯の方は、（7）通学費のみが支給対象です。

* （5）オンライン学習通信費は、臨時休業等における家庭でのタブレット端末を活用したオンライン学習に要する通信費相当額（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）を、児童・生徒の人数に関わらず世帯ごとに支給します。

4 通学費について

特別支援学級に在籍する児童・生徒、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当し、通常学級に就学する児童・生徒及び通級指導学級で指導を受けるために特別に通学費を要する児童・生徒が、公共交通機関等を利用して通学する場合、その保護者に通学費を支給します。

支給額は実費ではなく、公共交通機関の場合は各社の割引制度を適用した IC 利用料金と定期乗車券額等を比較し、合理的かつ経済的な運賃等を支給します。自家用車の場合は、登校日数に、教育委員会が他制度との均衡を考慮して定めた単価を乗じた燃料費を支給します。

5 注意事項

- ① 世帯の中に税申告がされていない（未申告）方がいる場合、審査ができません。必ず税申告を済ませてから申請をしてください。
- ② 審査・認定は毎年度行います。令和5年度に受給されていた方も改めて申請してください。
- ③ 就学援助制度で認定された方は、就学援助費の支給内容となります。通学費の支給対象に該当する方は、通学費のみ申請できます。
- ④ 修学旅行費・移動教室費の支給は、各行事終了後になります。
- ⑤ 通級指導学級に通っている児童・生徒の保護者は、通級指導学級に通うための通学費を含め支給対象となります。

【お問い合わせ先及び提出先】

清瀬市教育委員会 教育企画課 学務係

〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地

電話：042-497-2539（直通）